

練馬区建築工事成績評定要綱

平成22年12月7日

22練総施第386号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区が施行する請負工事（建築工事および建築設備工事に限る。以下同じ。）に係る成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、監督員および検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事の請負者（以下「請負者」という。）の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、1件の契約金額が250万円を超える請負工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、つぎの各号に掲げる者とする。

(1) 練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号）第53条第1項に規定する監督員

(2) 練馬区契約事務規則第55条第1項および第2項に規定する検査員

2 前項第1号に規定する監督員は、練馬区工事施行規程（昭和51年4月練馬区訓令甲第7号）第10条の規定に基づく標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督員および担当監督員とする。ただし、主任監督員または担当監督員が欠けた場合は、この限りでない。

(評定の時期)

第4条 評定者は、原則として、工事完了検査合格の日から14日以内に評定を行うものとする。

(評定の実施)

第5条 評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（第1号様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について、次条から第9条までに定めるところにより評定を行うものとする。

(主任監督員および担当監督員の評定の内容、方法等)

第6条 主任監督員および担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」および「社会的貢献」の項目について、評定を行うものとする。

2 前項の評定は、第2号様式から第5号様式までに定める工事成績評定項目別評定表（以下「評定項目別評定表」という。）により行うものとする。

3 主任監督員および担当監督員は、評定の結果を評定表および評定項目別評定表により、総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定の内容、方法等)

第7条 総括監督員は、評定表の各評定項目（「重要項目の減点」の項目を除く。）について、前条の規定により主任監督員および担当監督員の行った評定の結果を総合的に判断し、評定を行うものとする。

2 総括監督員は、評定表の評定項目の「重要項目の減点」について、評定項目別評定表（第6号様式）により評定を行うものとする。

3 総括監督員が前2項の規定により評定した結果をもって監督員が行う工事成績評定とする。
（検査員が行う評定の内容、方法等）

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について、評定を行うものとする。

2 前項の規定による評定の方法は、検査成績評定表（第7号様式）および検査成績評定項目別評定表（第8号様式）により行うものとする。

3 検査員は、評定の結果を検査成績評定表および検査成績評定項目別評定表により、当該評定に係る工事（以下「当該工事」という。）の検査事務を主管する課長（以下「検査主管課長」という。）へ報告する。

4 第1項の規定により評定した検査結果をもって検査員が行う工事成績評定とする。

5 検査員は、すべての検査を完了した後、検査員としての評定の結果を総括監督員へ送付する。
（評定結果のとりまとめ）

第9条 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点をとりまとめ、評定表および工事成績評定報告書（第9号様式。以下「報告書」という。）に評定結果を記録する。

（評定結果の報告）

第10条 総括監督員である評定に係る工事を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）は、評定の結果について当該工事を主管する部長（練馬区工事施行規程第2条第2号に規定する部長をいう。）へ報告する。

（評定結果の送付）

第11条 工事主管課長は、評定の結果を評定表および報告書により契約事務を主管する課長（以下「契約主管課長」という。）へ送付する。

（評定結果の通知）

第12条 工事主管課長は、工事成績評定通知書（第10号様式）により、速やかに当該工事の請負者へ評定の結果を通知する。

（説明責任）

第13条 請負者は、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に工事主管課長に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事主管課長は、前項の説明を求められたときは、口答により遅滞なく回答しなければならない。

（苦情の申立て）

第14条 請負者は、前条第2項の説明に不服があるときは、第12条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に契約主管課長に対し、書面により苦情申立てをすることができ

る。

2 前項の苦情申立てを受けた契約主管課長は、監督員および検査員の意見を聴取して審査を行い、その結果について請負者に対し、書面により回答しなければならない。

3 前項の規定による回答に不服がある場合は、当該回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により区長に対して再度苦情申立てをすることができる。

(入札監視委員会への付議等)

第15条 区長は、前条第3項の苦情申立てがあったときは、練馬区入札監視委員会設置要綱(平成19年2月9日18練総経第1234号)に規定する入札監視委員会に当該苦情申立てを付議し、その意見を聴かなければならない。

2 区長は、苦情申立てについて回答するに当たっては、前項の委員会の意見を十分検討し、書面により回答しなければならない。

(実施細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、総務部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成23年4月1日以後に契約を締結する請負工事および同日前に契約を締結し、平成23年9月1日以後に完了する請負工事について適用する。